

佐賀大学医学部代議員会規程

(平成17年2月17日)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部教授会規程（平成16年4月1日制定）第8条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部代議員会（以下「代議員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 副医学部長
- (3) 附属病院長（専任の教授の場合に限る）
- (4) 医学科長
- (5) 看護学科長
- (6) 地域医療科学教育研究センター長
- (7) 医学部選出の教育研究評議員
- (8) 基礎医学系の教授 2人
- (9) 臨床医学系の教授 3人
- (10) 看護学科の教授 1人

2 前項第8号から第10号までの委員は、各号に属する教授会構成員の互選により、前項第1号から第7号までの委員以外の者を選出するものとする。また、同委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

3 地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センター所属の教授は基礎医学系に属し、附属病院所属の教授は臨床医学系に属するものとする。

4 附属病院長（第1項第3号の場合を除く）及び事務部長は、オブザーバーとして代議員会に出席するものとする。

(審議事項)

第3条 代議員会は、教授会から付託された事項を審議する。

2 議長は、代議員会において審議及び議決した事項を、教授会構成員に報告するものとする。

3 代議員会が必要と認めた事項については、教授会で審議することができるものとする。

(議長)

第4条 代議員会に議長を置き、医学部長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集して議長となる。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した副医学部長が議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 代議員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 代議員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門委員会等)

第7条 代議員会に、専門的事項を調査検討するため、企画推進委員会、評価委員会、任期制実施委員会及び別表に定める専門委員会（以下「専門委員会等」という。）を置く。

2 専門委員会等において審議した事項は、代議員会又は教授会に報告若しくは付議するものとする。

3 別表に定める専門委員会における教員の委員は、教授会の議を経て医学部長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 企画推進委員会、評価委員会及び任期制実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 議事その他必要な事項は、議事録に記載し、次回以降の代議員会において、その内容を確認するものとする。

(事務)

第9条 代議員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、医学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 佐賀大学医学部運営会議規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月20日改正）

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附 則（平成19年3月8日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

委員会の名称	委員会の構成	審 議 事 項	事務の担当
総務委員会	副医学部長（委員長） （総務・研究担当） 副医学部長 （教育担当） 基礎医学系の教員 3人 臨床医学系の教員 3人 看護学科の教員 1人 事務部長	1 広報に関する事。こと。 2 環境整備に関する事。こと。 3 情報の管理, 運用及び学部 ホームページ管理に関する 事。こと。 4 研究に関する事。こと。 5 組換えDNA実験に関する 事。こと。 6 動物実験に関する事。こと。 7 学術国際交流基金事業に 関する事。こと。 8 地域貢献及び国際貢献に 関する事。こと。 9 放射線障害防止に関する 事。こと。 10 職員の福利厚生に関する 事。こと。 11 兼業に関する事。こと。 12 全学委員会に関する事。こと。	総務課
同和人権委員会	医学部長（委員長） 教 員 若干人 事務部長 看護部長	1 同和・人権問題の啓発に 関する事。こと。 2 同和・人権問題に関する 相談, 被害の救済その他の 対応に関する事。こと。 3 その他同和・人権問題に 関する事。こと。	総務課
教育委員会	副医学部長（委員長） （教育担当） 医学科長 看護学科長 教 員 若干人 学生サービス課長	1 教育課程の編成に関する 事。こと。 2 教育内容及び教育方法等 の改善に関する事。こと。 3 学生の身分に関する事。こと。 4 学生の厚生及び補導に 関する事。こと。 5 学生の自治活動及び学生 団体に関する事。こと。 6 学生チューターに関する 事。こと。 7 その他教育に関する事。こと。	学生サービス課

入学試験委員会	医 学 部 長（委員長） 副 医 学 部 長 （総務・研究担当） 副 医 学 部 長 （教育担当） 医 学 科 長 看 護 学 科 長 教 員 若干人 学生サービス課長	1 入学者選抜実施に関する こと。 2 入学者選抜方法・内容に関する こと。 3 その他入学試験に関する こと。	学生サービス課
ファカルティ・ ディベロップメント委員会	医 学 部 長（委員長） 病 院 長 総務委員会委員長 教 員 若干人 事 務 部 長	1 ファカルティ・ディベロップメントに関する企画立案 2 ファカルティ・ディベロップメントの推進及び連絡調整並びに調査研究 3 その他ファカルティ・ディベロップメントに関する こと。	学生サービス課